

別紙

**【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】**

特に質疑なし。

**【抽出事案に関する質疑応答】****1 岐阜県総合医療センター（仮称）機械設備工事**

- Q. 7JV（特定建設共同企業体）が入札に参加し、（談合情報が寄せられたことから）抽選により4JVに絞ってから開札をした。談合情報の中で落札予定業者であると名指しされた企業が、たまたま抽選で外れているが、仮に抽選で残った場合、また、その業者が最低価格で応札した場合はどういう扱いになったのか。
- A. 抽選で残ったとしても、そのまま入札事務を進めることになった。また、その業者が最低応札者であり、かつ入札参加資格を満たしていれば落札者として決定し、契約する。  
ちなみに、抽選で残った4JV以外の入札書は開封していないので、それらのJVの入札額は分からない。
- Q. 本件については、入札前から、談合防止対策としてダイレクト型（入札後審査郵送方式）一般競争入札という方式を計画して実施しているが、談合情報が寄せられた場合に、あらかじめ抽選を行うことを想定していたのか、あるいは談合情報が寄せられたから、急遽、抽選ということにしたのか。
- A. 入札公告の段階ですでに、ダイレクト型を採用すること及び適正な入札の執行のため必要に応じ抽選により選定をすることがある旨について明示しており、この入札公告はインターネット上でも公表し周知している。
- Q. 本件についてのコスト縮減具体策の中で縮減効果が一番大きな点は何か。
- A. 「真空下水方式」というものを採用したことである。従来の「自然流下式」に比べ、配水管の途中でポンプアップすることが省略できるため、使用する機械の数が減るということになる。
- Q. 県においては、平成8年度の状態に対比してコスト縮減率を算出している。環境に配慮したとかりサイクルしたという点をコスト縮減に含めるのは分かるが、いろいろな工法そのものが年々進化していく中で、平成8年度と比べれば、新しい技術等が毎年開発されており、コストが安くなっていく。そう考えると、工法そのもの、技術そのものが開発されれば縮減されるのは当たり前であり、それを全部含めて何%縮減という目標にするのは、不自然な感じがあるのではないか。  
つまり、技術開発による縮減は、努力しなくても（時代の変化とともに）当然縮減される部分であるとは考えられないか。本当に努力によって縮減されたという分だけをカウントするという考え方もあるのではないか。
- A. 岐阜県は平成8年度と比較することを原則にしている。一方、国の方では、コスト構造改革ということ平成15年度に施策として掲げ、平成14年度比で今後新たに15%縮減すると決定したところである。岐阜県は従来の平成8年度比20%縮減という目標に加え、プラス15%の平成8年度比35%縮減という新たな目標で平成14年度にスタートしたばかりであるため、当面はこのやり方（平成8年度比）で行くというのが基本的な考え方である。
- Q. 縮減具体策の中で「既設エアコンの再利用」というものがあるが、耐用年数とかは考慮した上での再利用か。
- A. 当該工事現場に隣接する健康管理院の一部解体に伴い、そこで使用していたエアコンを再利用したということであり、耐用年数的に問題のないことを確認している。

## 2 中野方生活貯水池管理設備製作据付工事

Q. コスト縮減額（率）というものは、予定価格の積算の段階で予定されるものなのか。あるいは、契約の段階でその中身により算出されるものなのか。

A. 設計積算段階での計画・設計等の見直しにより縮減を図ったものであり、その見直しを踏まえた仕様で発注したものである。

通常のダムの場合、標準的には光ケーブルによりデータ伝送を行うところ、本件の中野方ダムのデータ量の程度等を考慮すると、多重無線方式でかつ新しく開発されたIP方式という方式で十分対応できることから、（コスト縮減が見込まれる）それらの方式を設計段階で採用したということである。

Q. 予定価格に対して落札価格にこれだけ差ができたという、いわゆる落札率も縮減率の中に含まれているのか。

A. 落札率は業者の営業努力によるものであり、縮減率には含めていない。

設計ベースの縮減額に請負率を乗じて請負ベースに換算して縮減額を算出するということであり、ベースになるのは設計額である。

なお、基本的には設計段階で縮減額のベースが出る訳であるが、発注後に縮減額が発生する場合もある。例えば、当初設計では工事現場で発生する残土処理先を20Km離れた場所へ運搬しなければいけないことを想定して必要経費を計上していたものを、発注した後に、他の工事への残土の流用がまとまり、5Km離れた所へ持っていけば良いとなった場合、運搬経費に差額が生じ、変更設計によりさらに縮減額が算出されることになる。

したがって、最終的な縮減額については、工事が完成した時点で初めて正確な数字が算出されることになる。

Q. 今のように技術革新の時代であることを考えると、平成8年度という8年前と比べるとというのは実態と合わないような感もある。10年一昔どころか1年経つとずいぶん進歩がある。特に情報通信分野などは、もの凄く進歩している訳で、平成8年度比という縮減率のデータ自身は説得力がないというか実態とかけ離れているとは言えないか。

A. 県においても、（従来から行っている）平成8年度対比という形がいいのか、対前年度比で毎年何%縮減したなどの方が分かりやすいとか、いろいろな議論があるところである。また、ベースとなる平成8年度の標準的なやり方というものが（年を追うごとに）把握しづらくなるという意見もある。今の意見も踏まえて今後の検討課題としていきたい。

Q. 他の都道府県は縮減率をどうとらえているのか。

A. 従来はすべての県が平成8年度と対比している。国が平成14年度比に今年度から見直したので、現在、各県とも見直し中のところが多い。

## 3 公共特殊改良一種工事

Q. 指名業者20社のうち3社が入札を辞退している。辞退した理由は把握しているのか。

また、入札を辞退すると何かペナルティーはあるのか。

A. 1社については見積った契約希望価格が予定価格を超えていたために辞退したとのことである。残りの2社については、他に手持ち工事があり、施工能力に限界があるために辞退したとのことである。辞退してもペナルティーはない。

Q. 本件の工事施工場所にあたる上宝村は冬期は雪の多い地域であるが、12月から3月までの工期で実質何日間工事ができるのか。この時期にしか発注できなかったのか。

A. 本工事は他工事からの土砂を利用してコスト縮減を行うことを考えて発注した工事であり、その先行工事の進捗状況から12月の発注となった。

Q. コスト縮減具体策については、他工事からの土砂の流用を情報ネットワークを活用して行ったとのことだが、そのシステムは国土交通省のものか。

A. そうである。（注：正確には国土交通省所管の外郭団体が運営しているもの）そのシステムを

活用して情報を得て、具体には県の治山工事の土砂を流用したものである。  
システムで情報を共有し、その担当者どうしで調整を図っている。

- Q. あらかじめ入札参加業者に対して、他工事から流用することを示して入札するのか。流用することを業者をお願いするのか。
- A. あらかじめ発注者間で土砂を流用することを決めておき、仕様書に他工事から土砂を流用することを記載している。また、当初から土砂を流用することを前提に積算しているものである。

#### 4 公共水質改善下水道事業 窒素・リン自動測定装置設置工事

- Q. 入札に参加した12社のうち8社が電子入札で参加し、残りの4社は紙入札となっているが、その4社は電子入札に対応できなかったということか。
- A. 紙入札で参加した4社については、電子入札を導入する準備を行っているが、この入札には電子入札の手続きが間に合わなかったということでやむを得ず紙入札になったということである。
- Q. 今回の工事は電気工事であり、一般土木工事でないから電子入札が行えなかったということはあるのか。
- A. 平成14年12月を皮切りに電子入札を始め、平成15年度は対象工事、対象発注機関を拡大しながら実施しており、建設工事及び建設関連業務委託あわせて約1500件以上の電子入札をすでに実施している。平成16年度からは基盤整備部の全ての案件について電子入札を導入することとしている。
- 工事種別が異なっても電子入札の手続きは同じであり、対応が変わることはない。電子認証局が発行するICカード、ICカードを接続するためのICカードリーダー及びインターネットに接続する環境を整えば、電子入札に参加することができるものであり、業者側の諸事情等により対応時期の温度差はあるが、次第に対応可能業者は増えてきている状況である。

#### 5 県営ふるさと水と土ふれあい事業西坂地区 多目的広場1期・為真水路1期工事

- Q. コスト縮減状況について、「入札・契約制度の検討」という施策において、「同一場所での発注は一括発注とする。」とあるが、何を一括発注したのか具体的に説明していただきたい。
- A. 工種の異なる公園と水路を分割するのではなく、施工性の観点から同一業者に一括発注したということである。
- Q. 当該事業全体は平成17年度までということであるが、同一業者が施工するのか。
- A. 年度毎に予算に応じてそれぞれ発注することとしている。
- Q. 国、県及び地元が費用を負担する工事であるが、この冬期にしか予算が出ないのか。夏期に比べて現場では手間がかかるのではないか。
- A. この工事では水路を改修することになっているが、夏期は農作業期間中であるため、農業関係者に迷惑のかからない秋以降の発注としたものである。

#### 【その他】

- Q. コスト縮減の一環として、入札前に業者から技術提案を受け付ける方式は今までに実施したことはあるのか。
- A. 入札前に入札参加希望者から施工方法等に関する技術提案を受け付け、建設目的物に必要なされる機能品質、安全性などを満たしながら、民間の技術を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減を図る「入札時VE方式」という入札方式があり、最近では、平成15年度に警察本部庁舎建築工事において、この入札時VE方式を導入した。
- 県レベルの中小規模の工事では、設計や技術的なものがかなり確立されている工事が多く、技術提案によりコスト縮減ができる工事は限られているという面もある。

県の大規模な工事、又は工種によっては民間の技術を活用できるものであれば積極的に入札時VE方式を採用したいということで、平成14年度に入札時VE方式に関する標準的な要領を工事検査室において定め、基盤整備部を始め各部局に示しているところであるが、入札時VEが取入れられる工事がなかなかないというのが現状である。

国等を含めて、このような新しい多様な入札に取り組むという方針は出されているので、今後何とか促進できるように方向性を出していきたいと考えている。

Q. 落札した業者がその工事を施工するわけであるが、工事後の事後評価について、どのように次の発注工事に活かされているのか。また、施工業者をどのように評価して、次の入札に対応しているのか。

品質が良く、誠実に良い仕事をした業者に対しては、次の入札時にインセンティブを与えるようなことをして欲しい。土木構造物は50年、100年というスパンで機能を果たさないといけない。出来上がった品質、出来型だけでなく、ある期間、問題なく構造物が機能しているかどうかという点も成績に反映させていただきたいものである。

A. 工事成績ということであれば、全ての工事において、完了確認時に、発注者から求めた工事内容を満足しているかについて確認するのは勿論のこと、その工事に対する評点についても、客観性を持たせた細かい評価基準に基づいて評価している。その評価基準についてはオープンに公表するとともに、施工業者に対しても、当該工事の評価は知らせている。業者としても、その点数が低ければ反省の要素になるものと思う。

また、岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領の選定方針にもあるが、工事成績は次回以降の指名選定において考慮される事項の一つとなっており、過去の工事成績が高い業者は、指名選定において優先されるということにもつながる。

また、土木一式工事に限定しての試行ではあるが、工事成績を中心とした主観点数というものを、経営状況から客観的に付けられた客観点数に加えた総合点数というもので等級格付を行って発注しているところである。